

恵庭市告示第162号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用について次のとおり開始する。

その関係図面は、恵庭市建設部管理課において、令和7年12月29日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

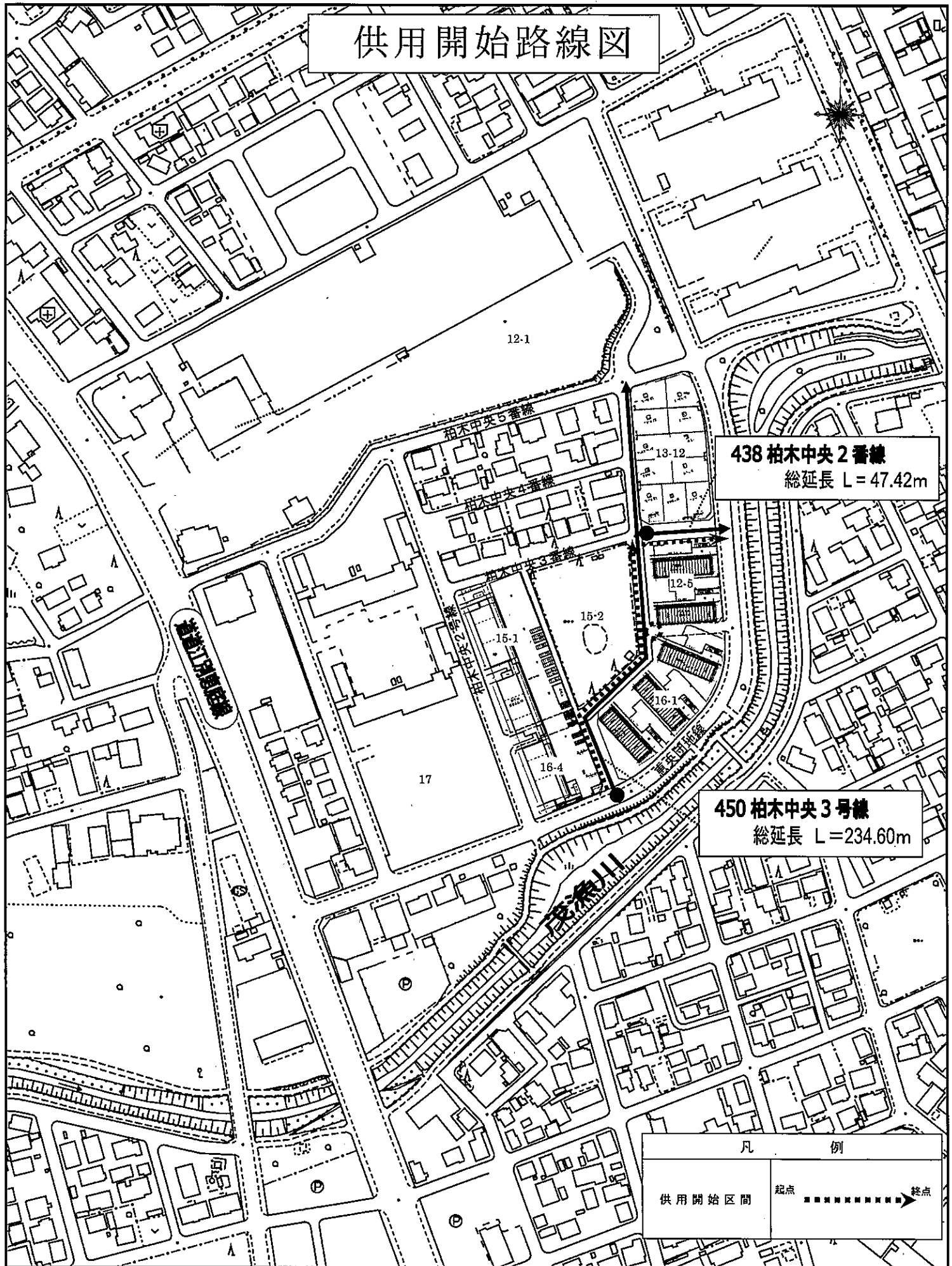
恵庭市長 原 田



市道新規認定に伴う供用開始

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始日
438	柏木中央2番線	恵央町12-1	令和7年12月16日
		恵央町12-5	
450	柏木中央3号線	恵央町16-4	
		恵央町13-12	

供用開始路線図



438 柏木中央2番線
総延長 L = 47.42m

450 柏木中央3号線
総延長 L = 234.60m

凡 例	
供用開始区間	起点 終点

縮尺 1 : 2500

